

令和6年度 第1回 勝浦市部活動地域移行検討委員会 次第

日 時：令和6年8月9日（金）
午前10時 から
場 所：勝浦市役所4階 403会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 議題
 - (1) 委員長、副委員長の選出について
 - (2) 国及び千葉県における部活動地域移行の在り方と、勝浦市における現時点での部活動地域移行の方向性について
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年度 勝浦市部活動地域移行検討委員会 委員名簿

順不同

No.	氏名	役職等	区分
1	水野 博	勝浦市スポーツ協会会長	スポーツ団体関係者
2	長田 悟	勝浦市スポーツ推進委員連絡協議会会長	スポーツ団体関係者
3	関野 敬子	勝浦市芸術文化団体連絡協議会会長	文化団体関係者
4	土馬 健太郎	勝浦市立勝浦中学校PTA会長	保護者代表
5	岡安 和彦	勝浦市立勝浦中学校校長	学校関係者
6	宮崎 千代美	勝浦市立上野小学校校長	学校関係者
7	嶋崎 雅規	国際武道大学教授	教育機関関係者
8	木村 寿一	国際武道大学教授	教育機関関係者
9	岩瀬 好央	勝浦市教育委員会教育長	教育委員会代表者

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※Zリーダ・アーツ等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

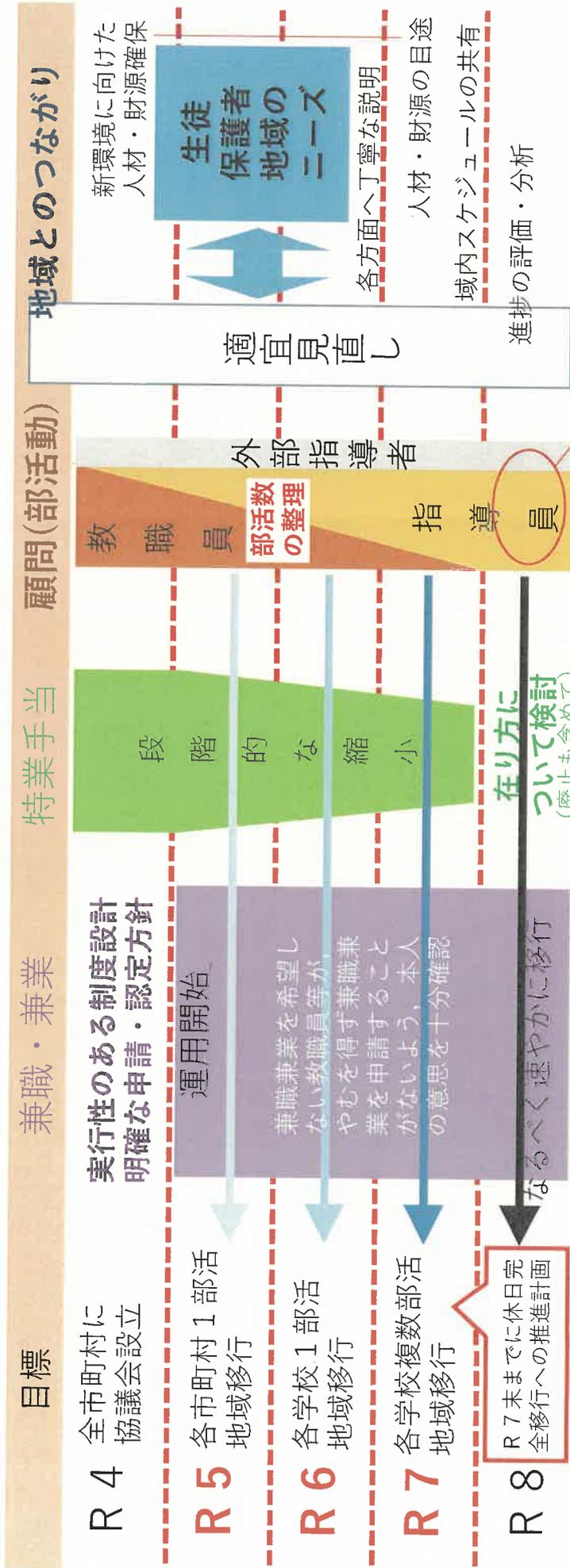
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低コストな会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）より

部活動の地域移行に関する課題の整理とスケジュール



大会の主催者は、大会の引率を部活動指導員及び外部指導者が行うことができよう、体制を整備する。

体制を整備することが困難であり、改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、**原則として**部活動指導員等による運用とする。



改革推進期間 (国)

各地域の実情に応じた危機管理体制(相談窓口・連絡連携ネットワーク・施設管理・業務管理)

中学校の休日部活動が変わります

「学校」にとらわれない地域全体のスポーツ・文化芸術環境

チーム
ちば

誰でも

中学生 地域住民 教師 スポーツ指導者 芸術家
スポーツ・文化芸術団体 民間企業

やりたい

する (競技・演奏) 見る (観戦・鑑賞) 支える (指導・応援)

体力向上
リラクゼーション
交流・親睦

スポーツが
(文化・芸術活動等)

挑戦・追求

組織・団体 施設・場所 制度・ルール 財源 できる

スポーツ
文化・芸術活動

の価値を地域で共有

地域全体で支える新たな文化



学校部活動



地域クラブ活動

多様な地域人材による指導

- 公認スポーツ指導者 ○地域ボランティア ○希望する教師・公務員
- 地域スポーツクラブ指導者 ○保護者 ○大学生 ○民間企業職員

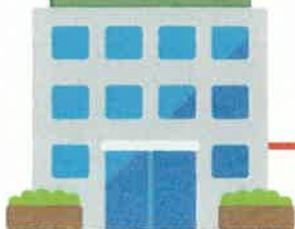
地域施設の利用

- 学校施設 ○公共施設 ○地域スポーツクラブ施設 ○民間企業施設

多様な地域団体による運営

- 総合型地域スポーツクラブ ○地域ボランティア団体 ○民間企業
- スポーツ少年団 ○地域文化・芸術団体 ○市町村自治体

市町村自治体



市町村自治体が統括してしくみをつくります

市町村・文化庁の方針

千葉県の目標

R5
R6
R7
R8

- <各市町村1部活以上地域移行>
- <各公立中学校1部活以上地域移行>
- <各公立中学校で複数部活地域移行>

各市町村の推進計画に則った具体的取組

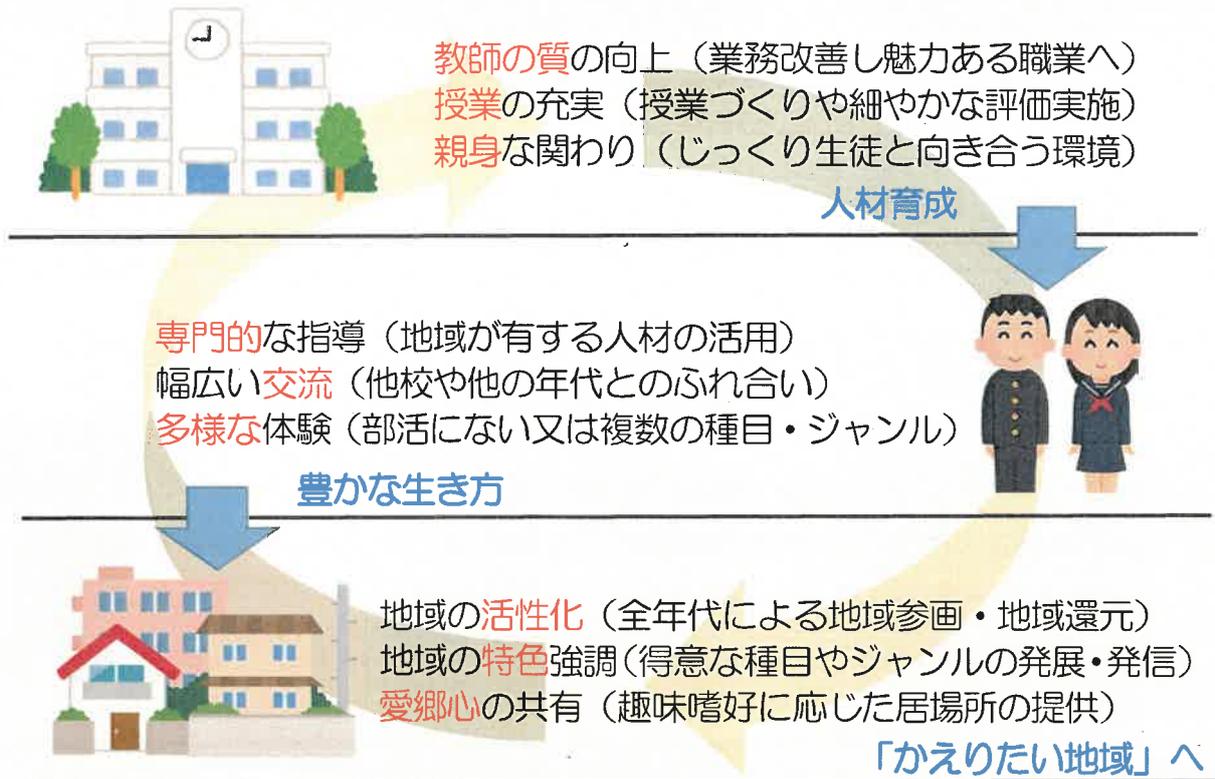
(令和7年度末までに、各地域で、休日の全部活動移行完了までの計画を策定することとしています)

千葉県が市町村自治体を支援します

- 財政支援 指導者配置・運営経費等
- 計画支援 企画・推進に係る助言
- 人材・実施団体確保 千葉県人材バンクの設立

「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」
(令和5年3月 千葉県)

部活動の地域移行によって



部活動の地域移行に協力を検討する各団体

- 現行の部活動をそのまま地域団体が担うというイメージではなく、可能な指導形態や業務、また部分的な協力等、各市町村と協議し、でき得る限りでの連携の在り方をご提案ください。

地域クラブ活動で指導をしたい方

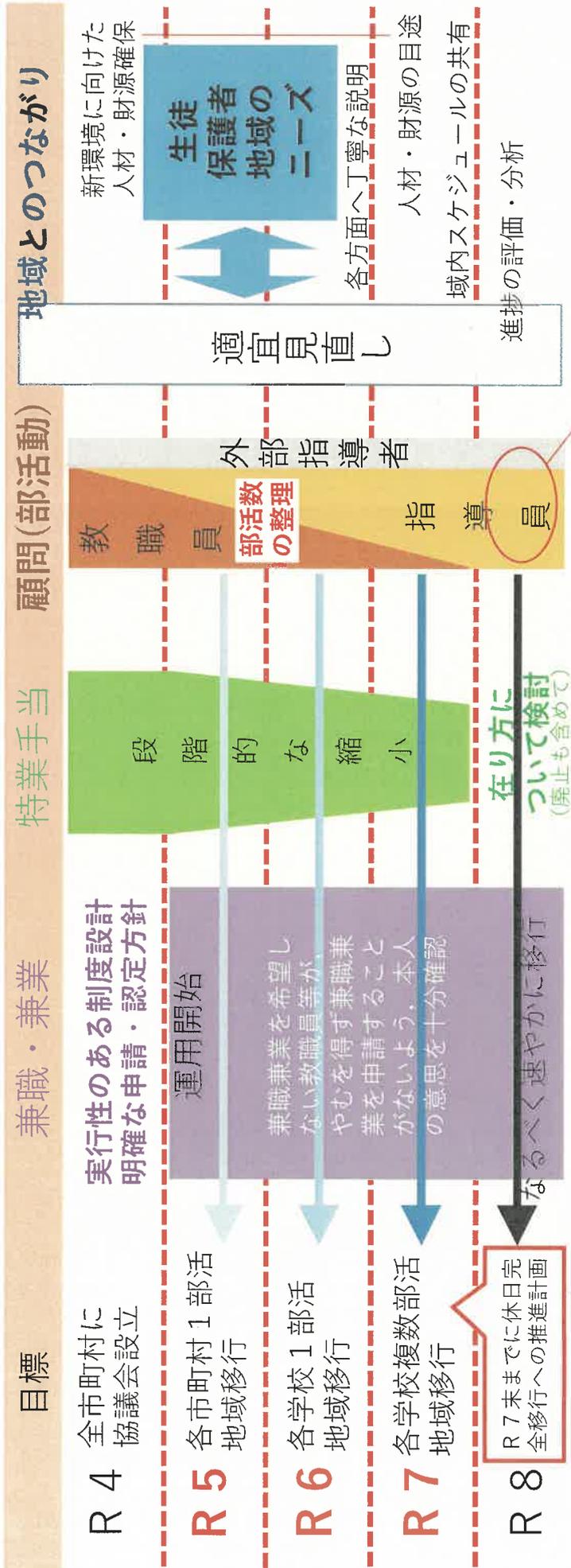
- 兼職兼業の申請をした公務員（地域クラブ指導に強い希望をもつ教師等を含む）
 - 各種の指導資格を持った方
 - 指導対象種目・ジャンルの経験を有する方
- 方法①・・・求人情報は市町村が定めます。指導希望の市町村へお問い合わせください。
方法②・・・千葉県人材バンクへ御登録ください。
→市町村が閲覧し、条件が合えば市町村と繋がります。

地域クラブ活動に入会する方

- 原則として受益者負担（入会費・保険加入・指導者報酬等）となります。
※入会可能なクラブや入会方法等は、対象クラブ又は市町村へお問い合わせください。

地域によって、準備可能な体制や移行時期は異なります。又、新たなスポーツ・文化芸術活動の構築と維持は、参加者・保護者・地域の方々全員の協力が必要不可欠です。本県では、全員が当事者として子どもたちを育てる環境を目指します。

部活動の地域移行に関する課題の整理とスケジュール



体制を整備することが困難であり、改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、**原則として**部活動指導員等による運用とする。

大会の主催者は、大会の引率を部活動指導員及び外部指導者が行うことができるよう、体制を整備する。



各地域の実情に応じた危機管理体制(相談窓口・連絡連携ネットワーク・施設管理・業務管理)



勝中・部活動サポータークラブ

(案)

部活動顧問の意向

生徒（部員）の考え

総合的に判断してマッチング（校長）

保護者・市スポーツ協会・国際武道大学・地域の指導者
卒業生・ちばクラサポ・その他

- サポーター（外部指導員）
部活動顧問の監督下での
 - ・技術指導
 - ・練習のサポート

- 国際武道大学
部活動顧問の監督下での
 - ・合同練習会
 - ・学生（指導者）による技術指導
 - ・施設の借用等

生徒に進捗状況の説明・提案、保護者に説明（校長）

- 配置前の指導
 - ・校長：部活動の運営方針及び注意事項
 - ・大学教員：部活動指導の留意点

部活動顧問と指導体制、指導内容等についての打ち合わせ

サポータークラブ員登録、傷害保険に加入（市教育委員会）

運用開始（ボランティア）

- ・定期的に参観（校長）・顧問、生徒からのヒアリング
- ・外部指導員、大学生との面談（必要に応じて実施）

※指導の状況によっては、運用を中止する

勝浦市教育委員会告示第4号

勝浦市部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 勝浦市立勝浦中学校における部活動（以下「部活動」という。）を段階的に地域に移行し、地域において子どもたちがスポーツ及び芸術文化活動を継続することが可能な環境の構築を目指し、勝浦市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行のあり方に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る地域との連携に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 教育委員会代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(報償)

第7条 公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者を除く委員には、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年勝浦市条例第104号）別表その他の嘱託員の項に定める額に準じて報償費を支給する。

2 公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者を除く委員には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費相当額を支給する。

3 報償費及び旅費相当額の支給について、当該支給を受ける委員から申出があった場合には、前2項の規定にかかわらず支給しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、勝浦市教育委員会生涯学習課生涯学習係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和6年2月14日から施行する。